

通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3の 障害の程度に該当する児童生徒の現状について

令和4年12月

学校教育法施行令第22条の3の障害の程度に該当する児童生徒について

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

第二十二條の三 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害の種類及び程度

(学校教育法施行令第22条の3)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

(平成25年 初等中等教育局長通知)

特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害者 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	弱視者 拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者 両耳の聴カレレベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの。	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの	難聴者 補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもで、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由者 一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。	肢体不自由者 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの	肢体不自由者 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者（身体虚弱者を含む。） 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	（病弱者・）身体虚弱者 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱者・身体虚弱者 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいもの。	言語障害者 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの。
	自閉症者・情緒障害者 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症者 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも 情緒障害者 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級で学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
知的障害者 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的障害者 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
		学習障害者 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの 注意欠陥多動性障害者 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

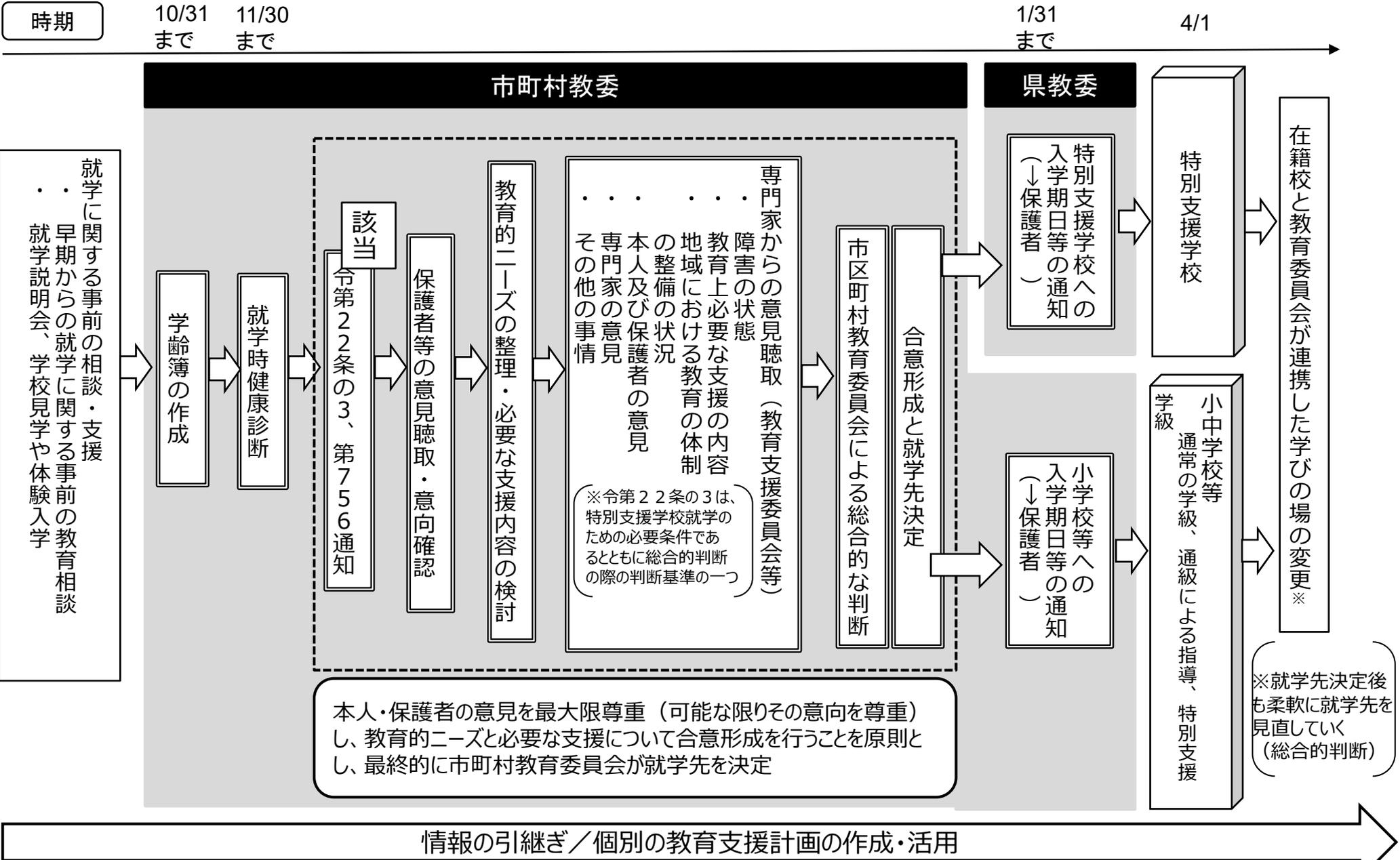
特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約146,300人 (※令和3年度) (平成23年度の約1.2倍)	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人) 合計：約326,500人 (※令和3年度) (平成23年度の約2.1倍)	言語障害 (約43,600人) 自閉症 (約32,300人) 情緒障害 (約21,800人) 弱視 (約230人) 難聴 (約2,000人) 学習障害 (約30,600人) 注意欠陥多動性障害 (約33,800人) 肢体不自由 (約160人) 病弱・身体虚弱 (約100人) 合計：約164,700人 (※令和2年度)
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 } 義務教育段階の全児童生徒の0.8% (※令和3年度)	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 } 義務教育段階の全児童生徒の3.4% (※令和3年度)	小学校：約140,300人 中学校：約 23,100人 高等学校：約 1,300人 (※令和2年度) } 義務教育段階の全児童生徒の1.7%
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から段階的に基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 自立活動 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

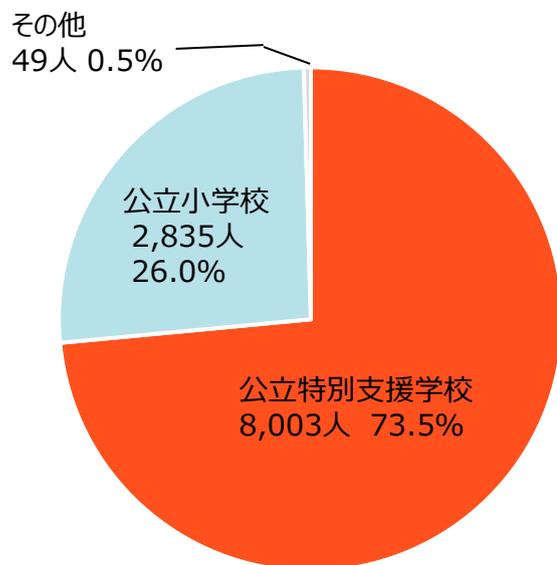
※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



公立小・中学校において学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の数等に関する調査結果

1 令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等において、学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された者の指定された就学先等



(参考：平成24年度以降の状況)

	公立特別支援学校への就学を指定	公立小学校への就学を指定
平成24年度	5,954人 (72.0%)	2,293人 (27.7%)
平成25年度	6,190人 (73.2%)	2,230人 (26.4%)
平成26年度	6,341人 (73.3%)	2,274人 (26.3%)
平成27年度	6,646人 (65.8%)	3,420人 (33.8%)
平成28年度	6,704人 (68.2%)	3,079人 (31.3%)
平成29年度	7,192人 (70.0%)	3,055人 (29.7%)
平成30年度	7,429人 (72.1%)	2,817人 (27.3%)
令和元年度	8,003人 (73.5%)	2,835人 (26.0%)

※令和元年度小学校・特別支援学校就学予定者（新第1学年）として、平成30年度に市区町村教育支援委員会等の調査・審議対象となった者は62,442人。そのうち10,887人（17.4%）が学校教育法施行令第22条の3に該当すると判断された。

2 令和元年度公立小・中学校における学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数（全学年）

(1) 学級種別在籍者数

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
小学校	15,858人(92.2%)	1,344人(7.8%)	227人(1.3%)	17,202人
中学校	4,914人(87.2%)	724人(12.8%)	76人(1.3%)	5,638人

(2) 障害種別在籍者数

(小学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	155人 (0.9%)	90人 (0.5%)	22 (0.1%)	245人
聴覚障害	300人 (1.7%)	256 (1.5%)	177 (1.0%)	556人
知的障害	12,756人 (74.2%)	547人 (3.2%)		13,303人
肢体不自由	957人 (5.6%)	276人 (1.6%)	24人 (0.1%)	1,233人
病弱	666人 (3.9%)	149人 (0.9%)	1人 (0.0%)	815人
重複障害	1,024人 (6.0%)	26人 (0.2%)	3人 (0.0%)	1,050人

(中学校)

	特別支援学級	通常の学級	うち通級による指導を受けている者	合計
視覚障害	49人 (0.9%)	52人 (0.9%)	4人 (0.1%)	101人
聴覚障害	99人 (1.8%)	116人 (2.1%)	56 (1.0%)	215人
知的障害	4,013人 (71.2%)	277人 (4.9%)		4,290人
肢体不自由	265人 (4.7%)	145人 (2.6%)	12人 (0.2%)	410人
病弱	227人 (4.0%)	121人 (2.1%)	2人 (0.0%)	348人
重複障害	261人 (4.6%)	13人 (0.2%)	2人 (0%)	274人

令和元年5月1日現在

特別支援学校のセンター的機能（規定等）

学校教育法第74条

特別支援学校においては、第72条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章第6節 学校運営上の留意事項 3

小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童若しくは生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

小学校学習指導要領 第1章第4の2 特別な配慮を必要とする児童への指導 (1)のア

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において示された、特別支援学校のセンター的機能の6項目

- ① 小・中学校等の教師への支援機能
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教師に対する研修協力機能
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能

通級による指導の概要

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

- ◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

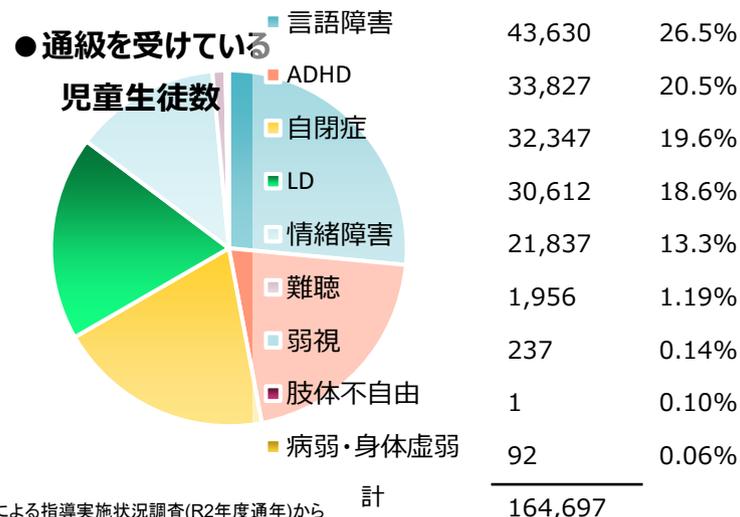
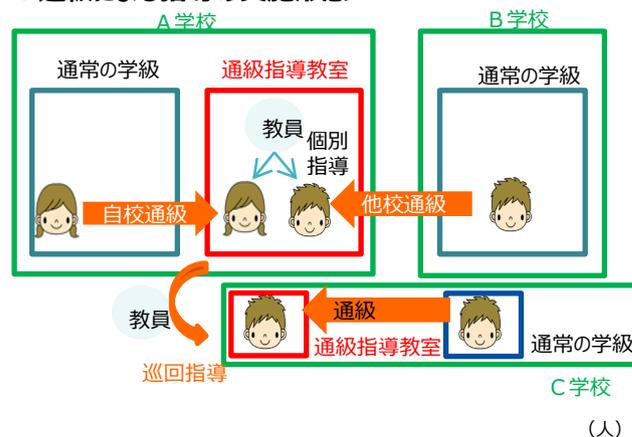
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

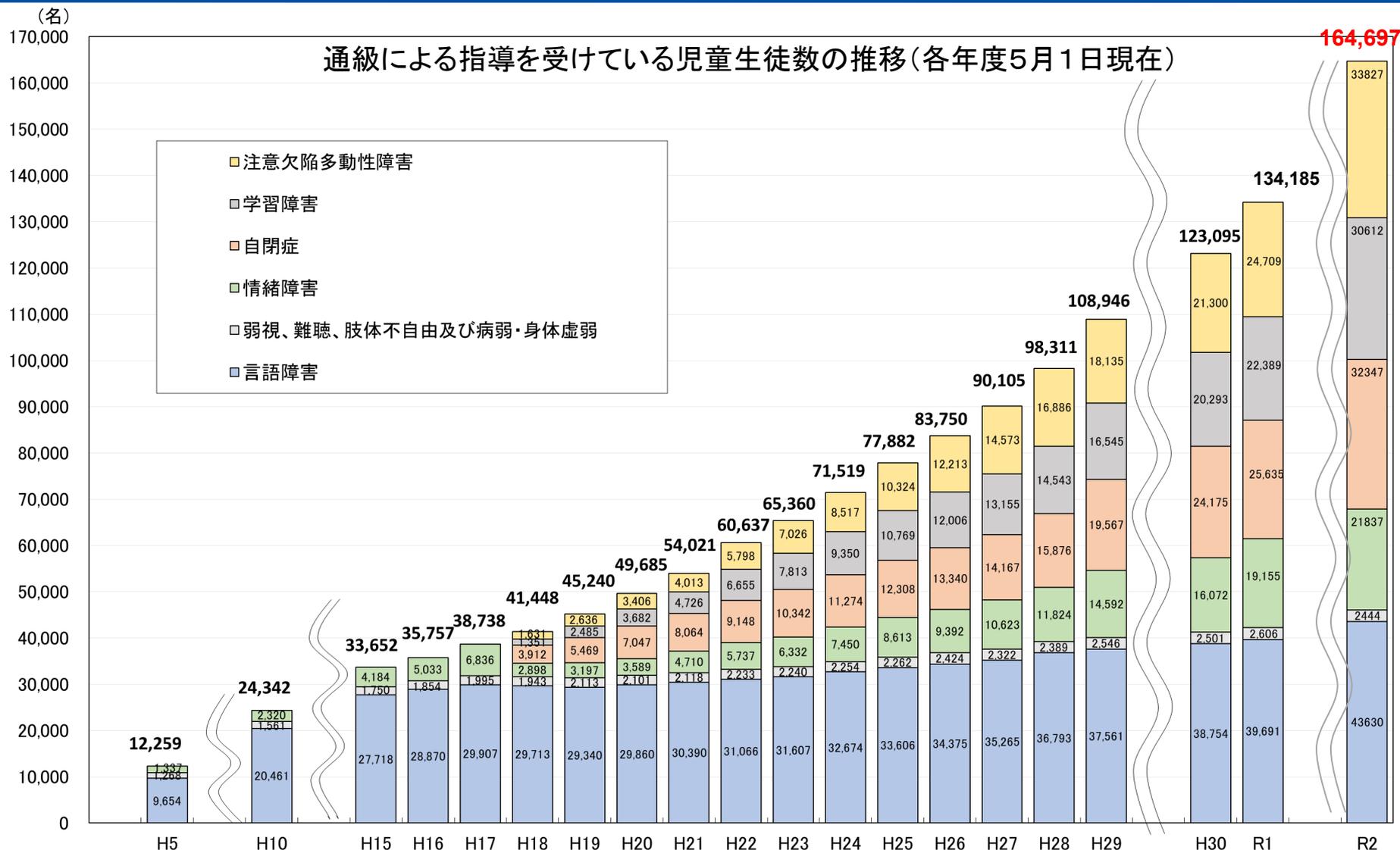
文部科学省の取組

- ◆教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度～R8年度の10年間で13人に1人）
 - ・公立高等学校における加配定数措置（R4年度：301人分の経費を地方財政措置）
- ◆研修や指導の充実
 - ・（独）国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



通級による指導を受けている児童生徒数の推移



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度のみの令和3年3月31日を基準とし令和2年度中に通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示(平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応)。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

特別支援教育支援員の地方財政措置について

「特別支援教育支援員」は、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師等と連携のうえ、日常生活上の介助（食事、排泄、教室の移動補助等）、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援、幼児児童生徒の健康・安全確保、周囲の幼児児童生徒の障害理解促進等を行う。

○特別支援教育支援員の配置に係る経費の地方財政措置

公立幼稚園、小・中学校及び高等学校等において、教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒の学習又は生活上必要な支援を行う「特別支援教育支援員」を配置するため、都道府県・市町村に対して、必要な経費を措置するもの。



学校種	令和4年度措置
幼稚園	8,400人
小学校	45,700人
中学校	12,400人
高等学校	800人
合計	67,300人 (66,000)

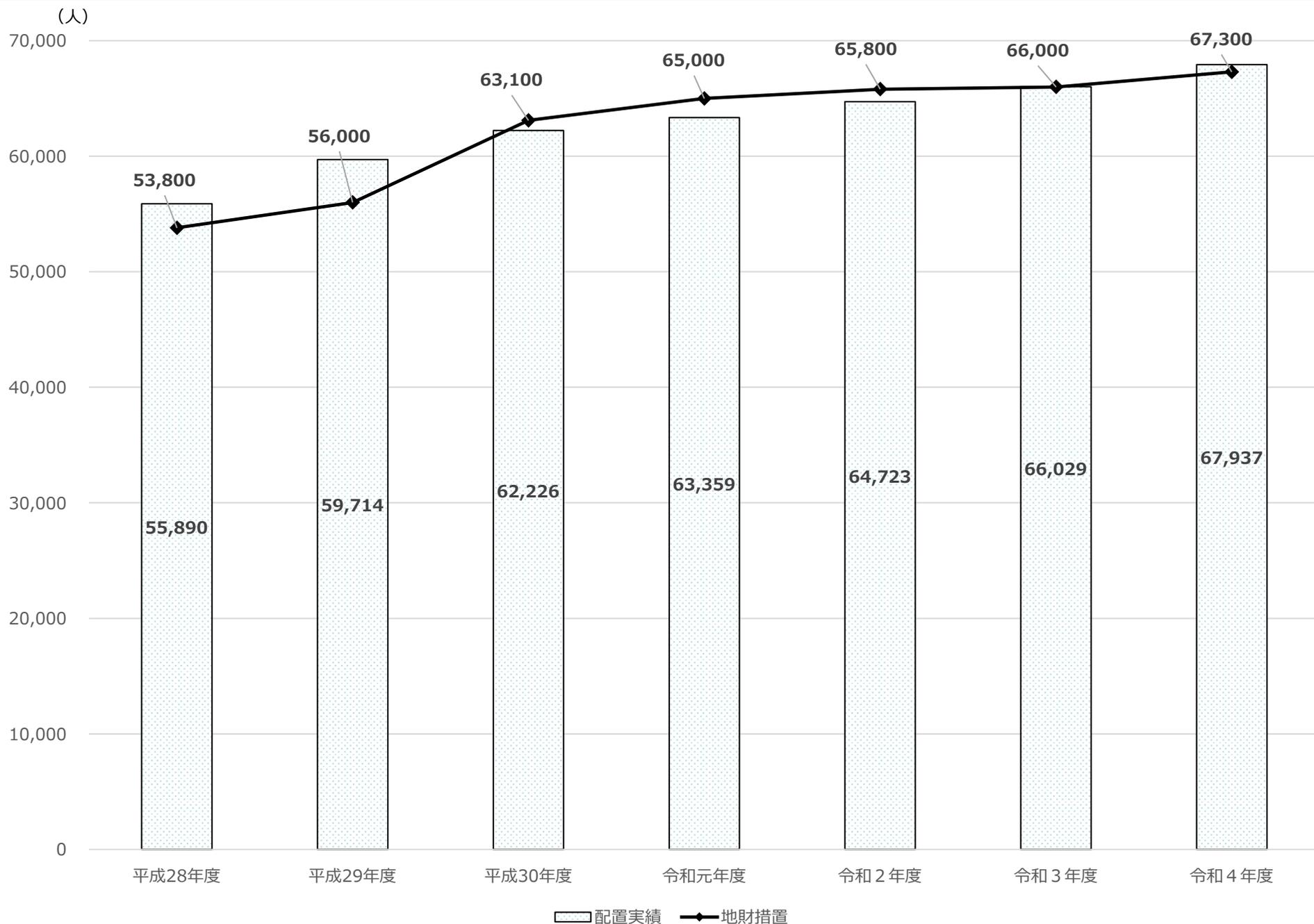
※括弧書きは、令和3年度の措置人数

※平成19年度～：公立小・中学校について地方財政措置を開始

平成21年度～：公立幼稚園について地方財政措置を開始

平成23年度～：公立高等学校について地方財政措置を開始

特別支援教育支援員の配置実績、地方財政措置の推移



○通級による指導に関する充実方策について（審議のまとめ）（平成4年3月30日）抜粋

III 通級による指導が適切な児童生徒の心身の障害の種類・程度及び指導の内容・方法

1 基本的な考え方

(1) 障害の種類・程度

(略) 知的障害については、精神発達の遅れやその特性から、小集団における発達段階に応じた特別な教育課程・指導法が効果的であり、このため原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である。

○障害に応じた通級による指導の手引 解説とQ & A（文部科学省編著）抜粋

第1章「通級による指導」の趣旨・経緯と制度的位置付け

3. 通級による指導の制度的位置付け

(1) 法令における規定

(ii) 対象となる障害種別

(略) 知的障害者については、知的障害者に対する学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な指導は、生活に結びつく実際の・具体的な内容を継続して指導することが必要であることから、一定の時間のみ取り出して行うことにはなじまないことを踏まえ、現在、通級による指導の対象とはなっていません。

○平成27年の地方からの提案等に関する対応方針等（平成27年12月22日閣議決定）において、知的障害のある児童生徒に対する通級による指導について、地方公共団体の参加を得て実践研究を行う方針が示されたことを踏まえ、通常の学級に在籍する知的障害のある児童生徒に対して、通級による指導を行う研究事業を実施中。

○新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告（令和3年1月）【抜粋】

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

(通級による指導等の在り方の検討)

これまでの通級による指導の実施状況や、モデル事業の取組や成果を踏まえ、授業時数や指導内容、担当する教師の専門性の向上等について、引き続き検討が必要である。例えば、知的障害単一の児童生徒は特別支援学級の対象であるものの通級による指導の対象となっていない。知的障害があつたとしてもその程度が軽度で、通常の学級での学習活動に概ね参加している者は通級による指導の対象に加えることも考えられるとの意見もあつた。他方、知的障害のあるものには特別支援学級での指導が効果的との考えもあり、この点については引き続き検討が必要である。

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

2 内容

○政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、実態の調査・分析を行い、その成果を全国に普及するとともに、政策立案等に活用する。

【課題例】

○知的障害者に対する通級による指導

知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について調査、研究を行う。

※令和3・4年度において、宮城教育大学・狛江市教育委員会で実施中。

- ・宮城教育大学：知的障害特別支援学級ではなく通常の学級内に在籍する知的障害の可能性のある児童を通常の学級担任と連携して早期発見し、それぞれの学年の発達段階に応じた課題に対する支援方法を検討・提案・実践的検討。
- ・狛江市教育委員会：通級による指導の専門的な知見を活かし、取り出し型指導、入り込み型指導、強みに関する特別授業、本人参加型会議を行い、三つの柱「強み」「生活」「自己理解」の指導内容を重視した指導を実施。

特別の教育課程の編成について

	特別支援学校	小学校等		
		特別支援学級	通常の学級	
			通級による指導	
特別の教育課程	<p>「自立活動」の実施に加え、障害の状態に応じた弾力的な教育課程が編成可。</p> <p>知的の特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた各教科が設定されている。</p> <p>(編成の主な例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下学年の教育課程を編成する場合 ・特別支援学校（知的障害）各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合 ・自立活動を主とする教育課程を編成する場合 等 <p>※学教法施行規則第126条第1、2項</p>	<p>「自立活動」の実施に加え、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。</p> <p>※学教法施行規則第138条</p>	<p>通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成し、「自立活動」を実施。</p> <p>※学教法施行規則第140条</p>	—

(参考) 下学年の教育課程を編成する場合

○当該学年の前の学年の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の目標及び内容の一部又は全部によって替えることができる。

【小学校第4学年で編成された下学年の教育課程の例】

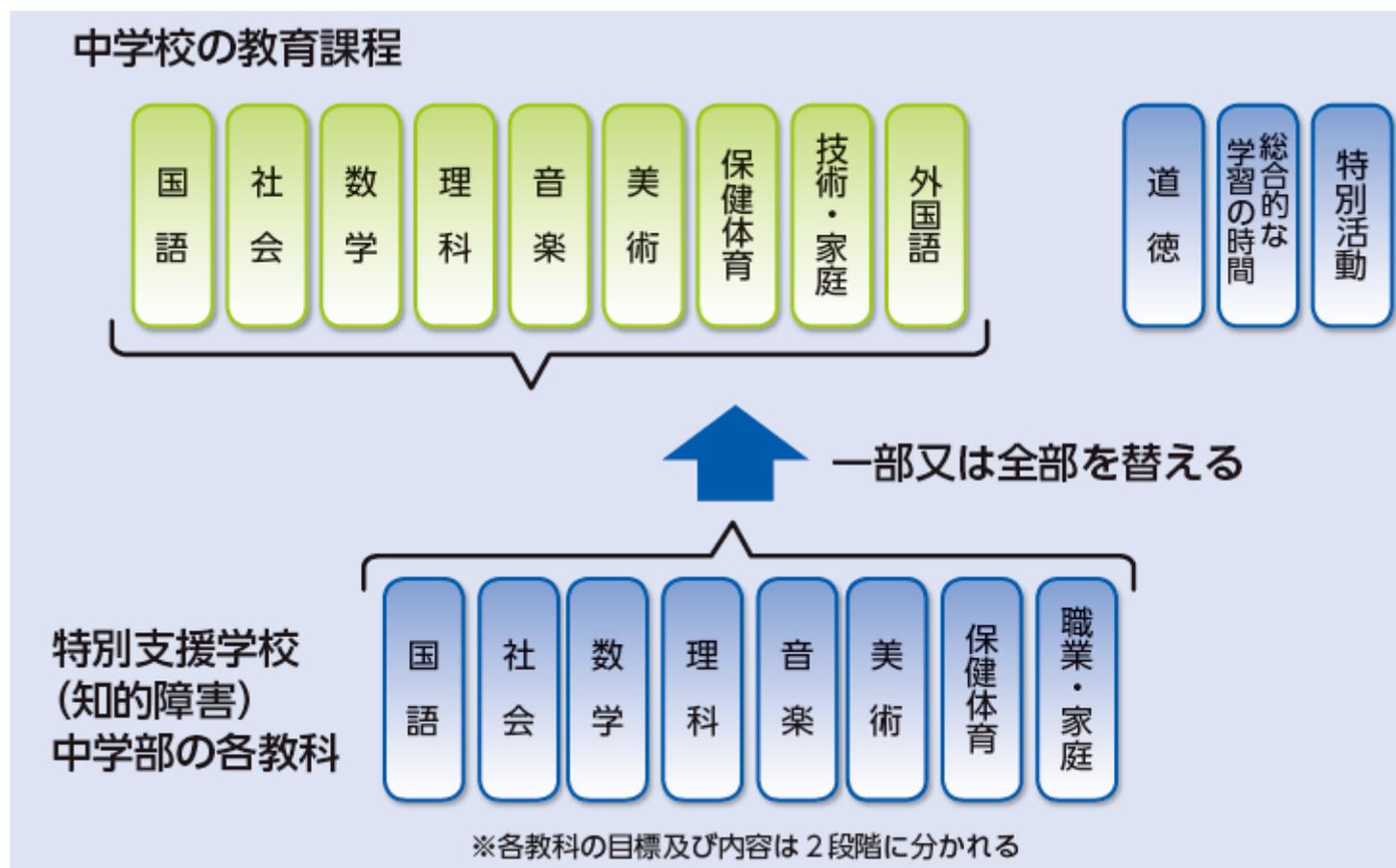


【出典（図について）】（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」（令和3年3月発行）

（参考）小・中学校の各教科を特別支援学校（知的障害）各教科に一部又は全部を替えた教育課程を編成する場合

○小・中学校の各教科の目標及び内容を特別支援学校（知的障害）各教科の目標及び内容の一部又は全部に替えて教育課程を編成することができる。特別支援学校（知的障害）の各教科の目標は、小学校及び中学校との連続性が考慮されているが、目標及び内容は知的障害のある児童生徒の学習上の特性等を踏まえ、学年ではなく段階別に内容を示しており、小学部 3 段階、中学部 2 段階となっている。

【中学校の場合】

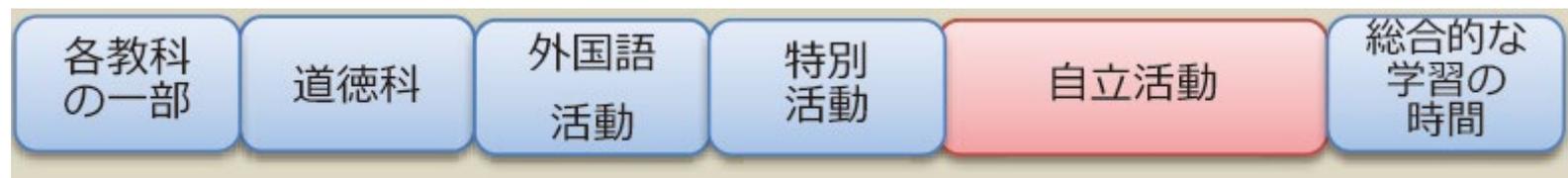


【出典（図について）】（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」（令和 3 年 3 月発行）

(参考) 自立活動を主とする教育課程を編成する場合

○重複障害者のうち、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則の第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を参考にし、自立活動を主として指導を行うことができる。これは、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として行うことができる。

【例】



※この他にも障害の状態等に応じて弾力的に編成することが考えられる。

【出典（図について）】（独）国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブックー知的障害および自閉症・情緒障害特別支援学級を中心にー」（令和3年3月発行）

(参考) 学校教育法施行規則 (昭和22年文部省令第11号)



第五十条 小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

第二百二十六条 特別支援学校の小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によつて編成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科である道徳、特別活動並びに自立活動によつて教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語活動を加えて教育課程を編成することができる。

第二百三十八条 小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、特に必要がある場合は、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）及び第七十七条（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第二百四十条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十一条、第五十二条（第七十九条の六第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の三、第七十二条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十三条、第七十四条（第七十九条の六第二項及び第八十条第一項において準用する場合を含む。）、第七十四条の三、第七十六条、第七十九条の五（第七十九条の十二において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十四条（第八十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十七条（第七十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの